

# I - 5 株式取扱規則

2022年9月1日

株式会社 **ワキタ**

# 株 式 取 扱 規 則

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当 会 社 に お け る 株 主 権 行 使 の 手 続 き そ の 他 株 式 に 関 す る 取 扱 い に つ い て は、株 式 会 社 証 券 保 管 振 替 機 構 (以 下 「機 構」とい う。 ) お よ び 株 主 が 振 替 口 座 を 開 設 し て い る 証 券 会 社 等 の 口 座 管 理 機 関 (以 下 「証 券 会 社 等」とい う。 ) が 定 め る と ころ に よ る ほ か、定 款 に 基 づ き こ の 規 則 の 定 め る と ころ に よ る。

(株 主 名 簿 管 理 人)

第 2 条 当 会 社 の 株 主 名 簿 管 理 人 お よ び 株 主 名 簿 管 理 人 事 務 取 扱 場 所 は、次 の と お り と す る。

株 主 名 簿 管 理 人

東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 4 番 1 号

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

株 主 名 簿 管 理 人 事 務 取 扱 場 所

大 阪 市 中 央 区 北 浜 四 丁 目 5 番 33 号

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 証 券 代 行 部

## 第 2 章 株 主 名 簿 へ の 記 録 等

(株 主 名 簿 へ の 記 録)

第 3 条 株 主 名 簿 記 載 事 項 の 変 更 は、総 株 主 通 知 等 機 構 か ら の 通 知 (社 債、株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 (以 下 「振 替 法」とい う。 ) 第 154 条 第 3 項 に 規 定 さ れ た 通 知 (以 下 「個 別 株 主 通 知」とい う。 ) を 除 く。 ) に よ り 行 う も の と す る。

2. 前 項 の ほ か、新 株 式 発 行 そ の 他 法 令 に 定 め る 場 合 は、機 構 か ら の 通 知 に よ ら ず 株 主 名 簿 記 載 事 項 の 変 更 を 行 う も の と す る。
3. 株 主 名 簿 は、機 構 が 指 定 す る 文 字 ・ 記 号 に よ り 記 録 す る も の と す る。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

### 第 3 章 株主確認

(株主確認)

- 第 10 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。
2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
  3. 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
  4. 代理人についても第 1 項および第 2 項を準用する。

### 第 4 章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

- 第 11 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

- 第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。
2. 株主が 10 を超える数の議案の要領を株主に通知することを請求する場合、会社法第 305 条第 4 項前段の 10 を超える数に相当することとなる数の議案は、

次の各号に従い、これを定める。ただし、当該請求をした株主が当該請求と併せて提出しようとする2以上の議案の全部または一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、当該優先順位に従い、これを定める。

(1) 株主の請求内容が横書きで記載されている場合

上から数えて定める。

(2) 株主の請求内容が縦書きで記載されている場合

右から数えて定める。

(3) 株主の請求において議案が秩序だてて記載されていない場合、その他前2号のいずれかに当たるとは認められない場合

代表取締役が定める。

3. 株主総会の議案が株主の提案によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により会社が定める分量は、次の各号のとおりとする。

(1) 提案の理由

議案ごとに400字。

(2) 議案の要領

議案ごとに400字。

ただし、提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項は、候補者ごとに400字とする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第14条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 15 条 当社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第 16 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 17 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 18 条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第 19 条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第 20 条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第 21 条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 22 条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 2月末日
- (2) 8月31日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2. 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

## 第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 23 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 附 則

この規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。

この規則は、昭和57年10月1日から実施する。

平成元年2月13日改正

平成4年2月27日改正

平成7年1月1日改正

平成11年10月1日改正

平成12年8月1日改正

平成13年10月1日改正

平成14年6月28日改正

平成15年4月1日改正

平成16年5月27日改正

平成17年3月25日改正

平成18年5月25日改正

平成19年10月26日改正

平成21年1月5日改正

平成22年11月6日改正

平成24年4月1日改正

平成25年7月16日改正

2021年3月1日改正

2022年9月1日改正